

議案第36号

備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

備前市立認定こども園設置条例(平成22年備前市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

備前市立香登認定こども園	備前市香登本1059番地	を
--------------	--------------	---

」

「

備前市立西鶴山認定こども園	備前市畠田20番地2	に
備前市立香登認定こども園	備前市香登本1059番地	
備前市立香登認定こども園大内分園	備前市大内948番地5	

」

改める。

第6条第1号中「備前市立保育園設置条例(平成17年備前市条例第123号)」を「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として、規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(備前市立保育園設置条例の廃止)
- 2 備前市立保育園設置条例(平成17年備前市条例第123号)は、廃止する。
(備前市立保育園設置条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の備前市立保育園設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の備前市立認定こども園設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(備前市立小学校及び中学校並びに保育園及び認定こども園における給食費の管理に関する条例の一部改正)
- 4 備前市立小学校及び中学校並びに保育園及び認定こども園における給食費の管理に関する条例(令和5年備前市条例第19号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における給食費の管理に関する条例
第1条中「、保育園」を削る。

議案第36号参考資料
備前市立認定こども園設置条例新旧対照表

改正案	現行																																								
<p>(名称等)</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称等)</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備前市立西鶴山認定こども園</td> <td>備前市皇田20番地2</td> </tr> <tr> <td>備前市立香登認定こども園</td> <td>備前市香登本1059番地</td> </tr> <tr> <td>備前市立香登認定こども園大内分園</td> <td>備前市大内948番地5</td> </tr> <tr> <td>備前市立伊部認定こども園</td> <td>備前市伊部1808番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立片上認定こども園</td> <td>備前市西片上335番地</td> </tr> <tr> <td>備前市立伊里認定こども園</td> <td>備前市友延1番地2</td> </tr> <tr> <td>備前市立東鶴山認定こども園</td> <td>備前市佐山2616番地</td> </tr> <tr> <td>備前市立三石認定こども園</td> <td>備前市三石54番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立日生認定こども園</td> <td>備前市日生町寒河380番地36</td> </tr> <tr> <td>備前市立吉永認定こども園</td> <td>備前市吉永町吉永中484番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	備前市立西鶴山認定こども園	備前市皇田20番地2	備前市立香登認定こども園	備前市香登本1059番地	備前市立香登認定こども園大内分園	備前市大内948番地5	備前市立伊部認定こども園	備前市伊部1808番地1	備前市立片上認定こども園	備前市西片上335番地	備前市立伊里認定こども園	備前市友延1番地2	備前市立東鶴山認定こども園	備前市佐山2616番地	備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1	備前市立日生認定こども園	備前市日生町寒河380番地36	備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備前市立香登認定こども園</td> <td>備前市香登本1059番地</td> </tr> <tr> <td>備前市立伊部認定こども園</td> <td>備前市伊部1808番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立片上認定こども園</td> <td>備前市西片上335番地</td> </tr> <tr> <td>備前市立伊里認定こども園</td> <td>備前市友延1番地2</td> </tr> <tr> <td>備前市立東鶴山認定こども園</td> <td>備前市佐山2616番地</td> </tr> <tr> <td>備前市立三石認定こども園</td> <td>備前市三石54番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立日生認定こども園</td> <td>備前市日生町寒河380番地36</td> </tr> <tr> <td>備前市立吉永認定こども園</td> <td>備前市吉永町吉永中484番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	備前市立香登認定こども園	備前市香登本1059番地	備前市立伊部認定こども園	備前市伊部1808番地1	備前市立片上認定こども園	備前市西片上335番地	備前市立伊里認定こども園	備前市友延1番地2	備前市立東鶴山認定こども園	備前市佐山2616番地	備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1	備前市立日生認定こども園	備前市日生町寒河380番地36	備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1
名称	位置																																								
備前市立西鶴山認定こども園	備前市皇田20番地2																																								
備前市立香登認定こども園	備前市香登本1059番地																																								
備前市立香登認定こども園大内分園	備前市大内948番地5																																								
備前市立伊部認定こども園	備前市伊部1808番地1																																								
備前市立片上認定こども園	備前市西片上335番地																																								
備前市立伊里認定こども園	備前市友延1番地2																																								
備前市立東鶴山認定こども園	備前市佐山2616番地																																								
備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1																																								
備前市立日生認定こども園	備前市日生町寒河380番地36																																								
備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1																																								
名称	位置																																								
備前市立香登認定こども園	備前市香登本1059番地																																								
備前市立伊部認定こども園	備前市伊部1808番地1																																								
備前市立片上認定こども園	備前市西片上335番地																																								
備前市立伊里認定こども園	備前市友延1番地2																																								
備前市立東鶴山認定こども園	備前市佐山2616番地																																								
備前市立三石認定こども園	備前市三石54番地1																																								
備前市立日生認定こども園	備前市日生町寒河380番地36																																								
備前市立吉永認定こども園	備前市吉永町吉永中484番地1																																								
<p>(保育料等)</p>	<p>(保育料等)</p>																																								
<p>第6条 第3条第1項及び第2項に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育園と同様に1日8時間程度利用する子ども(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に係る保育料は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に規定する政令で定める</p>	<p>第6条 第3条第1項及び第2項に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育園と同様に1日8時間程度利用する子ども(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に係る保育料は、備前市立保育園設置条例(平成17年備前市条例第123号)</p>																																								

額を限度として、規則で定める額とする。

(2)～(5) (略)

_____で定める額とする。

(2)～(5) (略)